

## 下関市移住者新築住宅購入支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、登録事業者の協力を得ながら、一定の要件を備えた転入者に補助金を交付し、住宅の建築又は購入の初期費用の負担を軽減することで住宅投資による市内経済の活性化を図るとともに、本市への人口流入を促進し定住人口の増加を図る下関市移住者新築住宅購入支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内 下関市内をいう。
- (2) 市外 下関市以外の市区町村をいう。
- (3) 住宅 新たに建築された住宅で、人の居住の用に供したことの無いもののうち、次のア及びイに該当する住宅
  - ア 戸建て住宅にあっては住戸面積が75平方メートル以上、マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号の規定によるマンションをいう。以下同じ。）にあっては住戸専有面積が55平方メートル以上であること。
  - イ 検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項及び第7条の2第5項の規定による検査済証をいう。以下同じ。）の交付を受けた日から1年を経過していない住宅
- (4) 登録事業者 次のアからウまでのいずれにも該当する者
  - ア 市内に本店、支店等を有し、前号に定める住宅の供給が可能な民間の住宅事業者
  - イ 下関市移住者新築住宅購入支援事業の趣旨に賛同し、下関市と当該事業に係る協定を締結した者
  - ウ 過去3年以内に、市内において前号アに規定する戸建て住宅又はマンションの施工又は販売実績が3件以上ある者
- (5) 市税 下関市税条例（平成17年条例第88号）第3条に規定する市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び都市計画税をいう。

### (補助金の交付)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を備えている者とする。

- (1) 市内において自己の居住の用に供するために住宅の建築又は購入（登録事業者

が施工し、又は販売するものに限る。以下「住宅の建築等」という。)を行った者であること。

(2) 次条第1項に規定する申請をした者で、当該申請をした日において次のいずれかに該当する者(以下「市外転入者」という。)であること。

ア 3年以上継続して生活の本拠として市外に住所を有している者

イ 市内に転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)した日から起算して1年以内で、かつ転入する前において3年以上継続して生活の本拠として市外に住所を有していた者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等関係者」という。)でないこと。

2 市長は、次条第2項の規定により認定の決定(以下「認定決定」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、次の各号に掲げる利用者の属する世帯(以下「認定世帯」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額を交付する。

(1) 利用者のみのでん身世帯 30万円

(2) 認定決定を受けた住宅(以下「認定住宅」という。)に、利用者及び本市に住民票を異動した市外転入者(以下「転入者」という。)が同居している世帯 ア からウまでに掲げる子ども(認定の申請をする会計年度の3月31日時点で15歳以下の年齢の転入者をいう。以下同じ。)の数の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア 子どもの数が0人の場合 30万円

イ 子どもの数が1人の場合 60万円

ウ 子どもの数が2人以上の場合 60万円に第2子以降の子ども1人につき20万円を加算した額(ただし、認定世帯1世帯につき100万円を上限とする。)

(認定の申請)

第4条 住宅の建築等を行う者が前条第1項に規定する要件を満たすことの認定(以下「認定」という。)を受けようとするときは、住宅の建築等に係る契約の締結前に、次に掲げる書類を市長に提出して認定の申請をしなければならない。この場合において、同項第1号中「行った者」とあるのは「行う予定である者」と読み替えるものとする。

(1) 移住者新築住宅購入支援事業交付対象者認定申請書(様式第1号)

(2) 戸籍の附票等、認定世帯の世帯員になる予定である者全員の過去4年以上の居住地の履歴を証明する書類

(3) 住宅の建築等に係る見積書等の書類

(4) 住宅の建築時期を証する書類

(5) 暴力団員等関係者でない旨を誓約する書類

(6) 市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の書類の提出があった場合は、これを審査し、認定をしたときにあつては移住者新築住宅購入支援事業対象者認定決定通知書（様式第2号）により、認定をしないときにあつては移住者新築住宅購入支援事業対象者不認定決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（認定の変更申請）

第5条 利用者は、認定世帯員の数の変更があつた場合は、移住者新築住宅購入支援事業変更認定申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の書類の提出があつた場合は、これを審査し、認定の変更に係る決定をしたときは、移住者新築住宅購入支援事業変更認定決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 利用者は、認定住宅の建築等を中止しようとするときは、書面により第4条第1項に規定する申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る認定決定はなかつたものとみなす。

（補助金の交付申請兼完了報告等）

第7条 利用者は、認定住宅の建築等の代金の支払が完了し、及び当該認定住宅に移転したときは、その日から起算して30日を経過した日までに次に掲げる書類を市長に提出し、及びその完了を報告しなければならない。

(1) 移住者新築住宅購入支援事業に係る補助金交付申請書兼完了報告書（様式第6号）

(2) 認定世帯員全員の住民票の写し（原本）

(3) 認定住宅に係る建築工事請負契約書又は譲渡契約書の写し

(4) 移住者新築住宅購入支援事業優遇措置実施証明書（様式第7号）

(5) 認定住宅の配置図及び各階平面図

(6) 認定住宅に係る土地及び建物の登記簿謄本（原本）

（土地が借地の場合は、賃貸借契約書等、権利関係が確認できるもの）

(7) 市税の滞納がないことを証する書類

(8) 検査済証の写し

(9) 認定住宅の建築等の代金の支払が完了したことを証する書類

(10) 市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の書類の提出があつた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をし、移住者新築住宅購入支援事業に係る補助金交付決定通知書（様式第8号）により利用者に通知す

るものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 利用者は、前条第2項の規定による通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに移住者新築住宅購入支援事業に係る補助金交付請求書(様式第9号)により市長に補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合はこれを審査し、補助金の請求が正当なものであると認められるときは、前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた利用者(以下「交付決定者」という。)に対し請求のあった補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第9条 交付決定者は、認定住宅に係る契約書等、認定住宅の建築等に係る関係書類を整備し、当該補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しておかなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、利用者及び認定世帯員が次の各号のいずれかに該当するときは、認定決定又は第7条第2項に規定する補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 認定の申請書類等の記載内容に虚偽があったとき。

(2) この要綱の規定又は認定住宅の譲渡契約若しくは建築工事請負契約の条項に違反したとき。

(3) 認定を受けた日から1年以内に認定住宅への移転がなされないとき。

(4) 認定住宅の建築に係る敷地又は購入する認定住宅が変更になったとき。

(5) 認定住宅の建築に係る登録事業者が変更になったとき。

(6) 交付決定を受けた日から2年以内に認定住宅に生活の本拠として居住しなくなったとき。

(7) その他交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により認定決定又は交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前項の規定は、第7条第2項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(財産の処分の制限)

第11条 交付決定者は、当該補助金の交付決定を受けた日から起算して2年間は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

2 市長は、交付決定者が前項の規定に反して住宅を使用し、譲渡し、交換し、又は貸

し付けたときは、この要綱の規定により交付した補助金の全部又は一部を市に返還させることができる。

(検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、利用者及び登録事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業等の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

2 利用者は、第10条第1項第6号及び第11条第1項に規定する要件が履行されていることを証明するため、交付決定を受けた日から2年以上経過して最初に迎える6月又は12月に、市長に現状報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の下関市移住者新築住宅購入支援事業実施要綱の規定により認定決定を受けた者の補助金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成32年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の下関市移住者新築住宅購入支援事業実施要綱の規定により認定決定を受けた者の補助金については、なお従前の例による。